

令和5年度第4回富山市農業委員会総会（月次）議事録

1. 日 時 令和5年7月5日（水）
14時55分～16時47分
2. 場 所 富山市役所 東館8階 大会議室
3. 出席委員 23人
会 長 23番 才木 隆雄
会長代理 21番 島田 一郎 24番 宮田 好一
委 員 1番 杉林 清則 2番 熊南 昭浩
3番 山崎 修 4番 西田 清範
5番 田中 輝男 6番 森 悦雄
7番 古田 茂 8番 田中 善憲
9番 大場 忠勝 10番 大橋 芳信
11番 大浦 清貴 12番 山崎 巖
13番 福山 英則 14番 仲田 茂男
15番 下村 帝 16番 北森 正誠
17番 渡辺 正志 19番 長谷 幹夫
20番 金木 洋子 22番 中井 義則
4. 欠席委員 1名 18番 金田 修一
5. 議 題 議案第11号 農地法第3条の規定による許可申請について
議案第12号 農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について
議案第13号 旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定について
報告事項第10号 農地法第3条の3の規定による受理について
報告事項第11号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について
報告事項第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について
報告事項第13号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて

議 事

事務局 本日の月次総会につきましては、出席委員数は23名でございます。
「農業委員会等に関する法律第27条第3項」の規定による開催要件、在任委員数24名の過半数に達していることから、本総会が成立していることをご報告いたします。

会長 それでは、ただ今より令和5年度第4回富山市農業委員会月次総会を開催します。

本日は、議案3件、報告事項4件がございます。

本日の議事録署名委員を私より指名してよろしいでしょうか。

(委員一同 異議なし)

会長 それでは、私の方から指名させていただきます。24番宮田委員、1番杉林委員、両委員にお願いしたいと思います。

会長 それでは、議案の審議に入ります。

議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事務局 議案第11号農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明いたします。

議案書は1ページから10ページまでです。

議案書の内容について、1件の変更がありました。

議案書3ページをご覧ください。

9番の案件ですが、申請者から本日7月5日に許可申請の取下願の提出がされております。来月の総会案件として、権利の種類を所有権移転から使用貸借権の設定に変更して、再度、提出の予定です。

議案書は1ページです。

申請件数、面積については、今ほどご説明いたしました9番の取下願があったため、1件分が減少することになります。

今回の申請件数は、1件減少し10件、申請面積は1,000㎡減少し、61,502㎡に変更になります。

累計の件数も39件に変更になり、申請面積は、141,426㎡に変更になります。

続きまして、許可基準についてですが、全部効率利用要件、農作業常時従事要件、地域調和要件について、申請書類においては、各要件を満たしています。

申請理由及び権利の種類についてご説明します。2ページをご覧ください。

1番は、贈与により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

2番は、贈与により、叔父から甥に所有権を移転するものです。

3番は、贈与により、父から子の妻に所有権を移転するものです。

4番は、贈与により、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

5番は、耕作不便のため、隣接地の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

議案書3ページをご覧ください。

6番は、贈与により、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

7番は、贈与により、以前から申請農地を借り、耕作していた譲受人に、所有権を移転するものです。

8番は、耕作不便のため、近隣の耕作者である譲受人に、所有権を移転するものです。

9番は、先ほどご説明しました、申請者から取下願が提出されている案件です。

10番の議案書は、3ページから7ページです。

10番は、贈与により、新規の農家に所有権を移転するものです。

れんげを栽培する予定です。農業経験については、市外にある実家の農業の手伝いなどを行ってきております。

11番の議案書は、7ページから8ページです。

11番は、贈与により、新規の農家に所有権を移転するものです。

こしひかりや大豆などを生産する予定です。申請人の住所地は射水市ですが、以前から八尾町の外堀地区に通い、申請農地の一部を耕作し、地域の農家の手伝いなどを行ってきております。

以上でございます。

会長 現地確認について、報告をお願いします。

(担当委員から問題ない旨の報告あり)

会長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことですので、議案第11号農地法第3条の規定による許可申請については、全件、申請どおり許可することといたします。

会 長 続きまして、議案第12号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第12号農地法第4条第1項及び農地法第5条第1項の規定による許可申請についてご説明いたします。議案書は9ページから14ページになります。

今回、4条申請が2件、面積は588㎡、5条申請が10件、面積は16,435㎡です。議案書10ページをご覧ください。4条申請の内容についてご説明いたします。位置図及び許可基準を併せてご覧ください。

4条申請の1番は、浜黒崎地区において、農家住宅の地目の是正であります。転用の概要といたしましては、申請地については、昭和48年から、長年、住宅敷地として使用しておりましたが、地目を調査したところ、敷地内の地目の一部が農地であったため、今回は是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、宅地に囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

4条申請の2番は、婦中地域神保地区において、農家住宅の地目の是正であります。転用の概要といたしましては、申請地については、昭和50年ごろに自家用の農業用倉庫を建築しており、長年使用しておりましたが、地目を調査したところ、敷地内の地目の一部が農地であったため、今回は是正のため申請されたものでございます。申請書には始末書の添付がございます。申請地は、宅地に囲まれた10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可の基準は代替可能性なしを適用しております。

議案書11ページをご覧ください。

5条の申請内容についてご説明いたします。

5条申請1番は、蜷川地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活しておりますが手狭なため、駅が近く、近隣には教育施設やスーパー、薬局など生活環境が整っている申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、申請書には始末書の添付があります。申請地から半径300mの範囲

内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請2番は、大広田地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内のアパートで生活をしておりますが、手狭であるため、近隣に保育園や小学校があり教育環境が整っている、また、叔母の家が近くにある相互扶助に適した申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請3番は、桜谷地区において、駐車場を整備する計画であります。申請人の〇〇〇〇は、保育園や特別老人ホームの経営を行っております。転用の概要といたしましては、既存敷地内の●●●●、△△△△の職員駐車場、保護者駐車場が慢性的に不足しており、朝や夕方などはグラウンドの一部を駐車場にするなど業務や安全管理に支障がでていることから、今回、駐車場拡張のため申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール未満の農地の集団規模であり、過去土地改良事業が実施されていないことから農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

5条申請4番は、呉羽地区において、農家住宅を建築する計画であります。申請人は梨栽培を行う兼業農家であります。転用の概要といたしましては、昭和50年に建築した実家が地盤沈下により徐々に傾いており、住宅の移設が急務となっていることから今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタール以上の農地の集団規模に属する農地で特に良好な営農条件を備えており、農地区分は第1種農地、許可基準は集落接続を適用しております。

議案書は12ページになります。

5条申請5番は、大沢野地域大沢野北部地区において、資材置場を整備する計画であります。申請人の▲▲▲▲は、主に住宅の建築販売、リフォーム、土木工事業等を行っております。転用の概要といたしましては、資材の仕入れ値が高騰しており、安価な時期に資材を仕入れ、保管する場所の確保が急務となっており、既存地が手狭なため、隣接地において資材置場整備のため今回申請されたものであります。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請6番は、大沢野地域大久保地区において、レストランを建設する計画であります。申請人の□□□□は、主に住宅の建築や不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、一般国道41号線沿いの上大久保で営業を行っております牛井チェーン■ ■ ■ ■ ■が、既存地にドライブスルーを設置するスペースが無いことから、店

舗移転のため今回申請されたものでございます。既存地については貸店舗として他業者に貸す予定でございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は13ページになります。

5条申請7番は、大沢野地域大久保地区において、分譲住宅地を整備する計画であります。申請人の◇◇◇◇は、主に不動産業を行っております。転用の概要といたしましては、申請地は、半径500m以内にスーパーマーケットやドラッグストア等の商業施設や、小学校や中学校等の教育施設があり、生活環境が充実しており、また、一般国道41号線から近くて交通の便が良く、住宅の需要が増加していることから、申請地に1区画平均172㎡から222㎡の全34区画の宅地分譲地を造成するものでございます。申請地は、都市計画区域の用途区域内にある農地で更地分譲が可能であり、農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。この案件につきましては、転用面積3,000㎡を超えているため、富山県農業会議への諮問案件となります。

5条申請8番は、大山地域大庄地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、市内の共同住宅で生活をしておりますが、実家との相互扶助のため実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものでございます。申請地は雑種地化されており、始末書の添付がでございます。申請地は半径500mの範囲内に地区センター、医療施設があり、前面道路に公共上下水道管が埋設されていることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

議案書は14ページになります。

5条申請9番は、婦中地域神保地区において、一般住宅を建築する計画であります。転用の概要といたしましては、申請人は現在、妻の実家にて同居しておりますが、手狭なため、相互扶助に適した、実家に限りなく近い申請地において住宅建築のため申請されたものです。申請地は雑種地化されており、始末書の添付がでございます。住宅敷地については申請地西側の宅地部分も含め368㎡となります。申請地から半径300mの範囲内に鉄道の駅があることから農地区分は第3種農地、原則許可案件となります。

5条申請10番は、山田地域において、駐車場を整備する計画であります。申請人は◆◆◆◆であります。転用の概要といたしましては、お寺の駐車場が不足しており、門徒が近隣施設の駐車場を利用し迷惑をかけていることから、隣接地において駐車場を整備するため今回申請されたものでございます。申請地は、10ヘクタールに満たない農地の集団規模であり、過去に土地改良事業が実施されていないことか

ら、農地区分は第2種農地、許可基準は代替可能性なしを適用しております。

以上でございます。

会 長 現地確認について、報告をお願いします。

(各担当委員から問題ない旨の報告あり)

会 長 それでは、ただ今、説明及び報告がありました許可申請について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特に、ご意見、ご質問等がないようですので、申請どおり許可することにご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第12号農地法第4条第1項及び第5条第1項の規定による許可申請については、全件、許可相当と意見を付して、市長へ送付することといたします。

会 長 続きまして、議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、事務局から説明をお願いします。

事 務 局 議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画の決定についてご説明いたします。

議案書のページは、15ページから17ページです。

利用権設定は、今回は13件の貸し手から申し出があり、契約期間は、1～2年が1件、3～5年が6件、10年以上が6件です。設定面積は、32,043.00㎡です。

すべて相対で農地中間管理機構を通すものではありませんでした。

新規農家が1件あります。

17ページの3番は、幼いころから実家の農作業の手伝いをしていた本人が、結婚後も父の指導を受け夫婦で稲作を続けており、今後両親も高齢になることから、自身が後継者として農地を守っていきたいと考え、新規参入するものです。農機具については、父から借用し、☆☆☆☆での販売を予定しております。

以上、農用地利用集積計画の案件につきましては、旧農業経営基盤強化促進法 第18条第3項に掲げる、基本構想との整合性、すべての農用地の効率的利用、常時従事などの各要件を満たしています。

以上でございます。

会 長 それでは、ただ今、報告及び説明がありました農用地利用集積計画について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会 長 特にご意見、ご質問等がないようですので、この農用地利用集積計画について、ご異議ありませんか。

(異議なしとの発言あり)

会 長 異議なしとのことでありますので、議案第13号旧農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定による農用地利用集積計画について、ご異議なしと認め、原案通り決定いたします。

会 長 続きまして、報告事項に入ります。議案書の報告事項である、第10号 農地法第3条の3の規定による受理について、第11号 農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、第12号 農地法第18条第6項の規定による通知について、第13号 農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについて、事務局より一括して説明をお願いします。

事 務 局 報告事項第10号農地法第3条の3の規定による受理について、ご報告します。議案書は、18ページから30ページです。

今回の受理件数は33件で、相続により所有権を取得したものが32件と24ページ15番の賃借権を取得したものが1件です。農業委員会へのあっせん希望については、ありませんでした。

報告事項第11号農地法第4条第1項第7号及び第5条第1項第6号の規定による受理について、ご報告いたします。議案書のページは31ページから36ページまでです。今回の受理件数は、4条が3件、5条が9件、合わせて12件、面積は合わせて16,798.76㎡となっております。内容、転用目的についてはご覧のとおりです。事業面積が1,000㎡以上で、都市計画法上の開発許可と同日で受理する予定のものは33ページ、5条の1番と2番、34ページの5番、35ページの8番の4件でございます。

報告事項第12号農地法第18条第6項の規定による賃貸借の合意解約について、ご報告いたします。議案書は、37ページから42ページです。解約件数は13件で、解約面積は23,412.52㎡です。今回の解約に関連する議案及び解約理由は、備考欄記載のとおり

です。解約理由は、1番、2番は自作のため、3番、11番は3条申請のため、4番から10番は換地による所有権移転のため、12番は5条届出のため、13番は5条申請のためとなっております。

議案書のページは43ページです。

報告事項第13号農地法第5条第1項の規定による受理の取消しについてご報告いたします。こちらにつきましては、令和4年12月15日に農地法第5条の所有権移転で届出されましたが、権利の種類を使用貸借権設定に変更するため取り消すものです。34ページの3番でご報告させて頂きましたが、改めて届出されております。

議案書にはございませんが、令和5年3月と4月総会にて審議いただきました、中間管理機構通しの利用権設定にかかる、農用地利用配分計画につきましては、富山市提出の原案通り認可された旨、富山県より通知がありましたので、ご報告します。ご覧になりたい方はこちらに置いておきますので、ご覧ください。

以上でございます。

会長 　ただ今、説明がありました報告事項について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長 　特に何もありませんので、これもちまして、議案・報告事項の議案審議を終了します。

会長 　続きまして、協議・報告事項に入ります。
まず、農地等の利用の最適化に関する改正指針について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　それでは、ただ今説明がありました、農地等の利用の最適化に関する改正指針について、ご意見、ご質問等があれば承りたいと思います。

会長 　特にご意見・ご質問等がないようですので、そのようお願いします。

会長 　次に、農地利用最適化推進施策に関する意見書について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会長 　それでは、ただ今説明がありました、市長への意見書については、

9月月次総会時に協議する予定としておりますが、スケジュールや作成方法などに関してご質問があれば承りたいと思います。

会 長 ご意見、ご質問等がないようですので、説明があったスケジュール等にて進めてください。なお、皆様には、8月総会時に提案意見の提出をお願いします。

会 長 次に、農地利用意向調査について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

会 長 それでは、ただ今、説明がありました農地利用意向調査について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。

▽▽委員 調査対象者について質問がある。これは前回調査で回答しなかったものだけが調査対象となるということか。

事務局 はい、前回調査で回答がなかった方が調査対象となります。

▽▽委員 了解した。調査をお願いする際に、「また調査があるのか」と構えられる方もおられるので、あくまで調査対象者は、前回調査で回答がなかった方だとわかるような説明書きが必要ではないか。

事務局 検討させていただきます。

▼▼委員 前回は耕作者が調査対象であったが、今回は土地所有者が調査対象となっている。土地所有者の中には耕作に全く関わらない方もおられると思うが、そのあたりはどのように整理されているか。

事務局 調査の冒頭で「耕作の有無」の質問を設けることにより、まずは現在の耕作状況を確認させていただき、その後、設問の矢印にそって回答していただくことで、それぞれの営農形態に応じた意向を確認できるよう、整理させていただいたつもりです。

▼▼委員 営農組合に耕作をお願いしている場合の設問について、どのように回答していいかわかりにくい箇所があった。

事務局 営農組合の実態等も踏まえ、項目・状況を確認し、農業委員の皆様のご意見も反映させた上で、設問を修正したいと思います。

- ★ ★ 委員 国営圃場整備に係る意向調査に回答していた場合はどうなるか。
- 事務局 国営圃場整備に係る意向調査に回答済みの場合は、今回の調査の対象から外します。
- ▼ ▼ 委員 チラシの調査の目的についてだが、細かな法律を並べられるよりも、これまでの「人・農地プラン」が新たな計画にかわったため行われる調査である、と言ってもらったほうがわかりやすいのではないか。
- 事務局 わかりました。調査協力チラシについても調査票と同様、いただいたご意見をもとに再検討させていただきます。
- ▼ ▼ 委員 調査は7月下旬を予定しているのであれば、運営委員会で再度協議が必要ではないか。
- 事務局 修正案につきましては、運営委員会にてお諮りさせていただきます。
- 会長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、そのようにお願いします。
- 会長 次に、富山県農業施策に関する政策提案について、事務局から説明をお願いします。
- (事務局説明)
- 会長 それでは、ただ今、説明がありました富山県農業施策に関する政策提案について、ご意見、ご質問があれば承りたいと思います。
- ▼ ▼ 委員 1の②について、「高低差もある。県外の事例も参考にしながら」とあるが、「ある」の後に、「ので」とか「から」を入れた方が良いのでは。
- 事務局 いただいたご意見に基づき、修正したいと思います。
- 会長 ほかにご意見、ご質問等がないようですので、そのようにお願いします。
- 会長 次に、事務連絡等について、事務局から説明をお願いします。

(事務局説明)

事務局　今回農業委員の皆様にご意見をいただいたことをもとに、意向調査票を改めて作成したいと考えております。それに併せて運営委員会も開催したいと思っておりますので、運営委員の皆様におかれましてはご出席いただきますよう、よろしくお願いいたします。

会長　ただ今、説明がありました事務連絡等について、ご意見、ご質問等がありましたら承りたいと思います。

会長　ご意見、ご質問等がないようですので、令和5年度第4回富山市農業委員会月次総会を終わらせていただきます。本日は、ありがとうございました。